

東京府知事照会

私立学校長ノ職務管掌ニ関スル件

80 私立学校長の職務管掌に関する件に付東京府知事照会

〔昭和十八年三月〕

未教発第一六七号

昭和十八年三月四日

（注記1） 東京府知事 松村光磨 國

文部大臣 橋田邦彦殿

私立学校長ノ職務管掌ニ関スル件

（注記2）

標記ノ件ニ関シ疑義相生ジ候条左記事項御指示相煩度此段及照

会候也

記

私立学校ノ校長若ハ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者〔欠〕^{加筆}缺シ且ツ之ガ補充困難ナル事情存スル場合ハ私立学校令第九条ニ依リ地

方長官ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得ルヤ

（注記4）

本照会ニ對シテハ審査委員会ニ於テハ東京府ノ見解通りニ大体差支ナキコト、致シ次官ノ裁決ノ結果正式回答ハ差控ヘルモ東京府〔知事ノ獨斷〕^{（加筆）}ニ於テ〔施行シタ〕^{（抹消）}〔行フ〕^{（加筆）}ル場合ニ於テハ文部省ハ之ヲ點認スルコトトナレリ

昭和十八年三月

一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ
二 安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壞乱スルノ虞アルトキ

三 六箇月以上規定ノ授業ヲ為サ、ルトキ

四 法令ノ規定ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタルトキ

コトヲ得

第十一條 第十条ニ依ル処分ニ対シテハ訴願法ニ依リ訴願スルコトヲ得

第十四条 第三条又ハ第五条ノ認可ヲ得スシテ私立学校ノ校長又ハ教員タル者及第七条ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレ又ハ認可ヲ取消サレタル後尚私立学校ノ校長又ハ教員タル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ料料ニ処ス
情ヲ知リテ之ヲ使用シタル者亦同シ

(注記1)

「文部省 昭18・3・11 地文3」

(注記2)

「記録掛 24・6・21 受領」

(注記3)

〔抹消〕^(加筆)〔抹消〕^(加筆)
「〔十九〕〔七〕〔六〕」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「本件ニ付テハ正式回答セズ」^(萩原)

(ト札)

「種別 る十一／聯繫／登録追加／件名 東京府知事照会 私立学校長の職務管掌に関する件、／番号／結了年月日 昭十八

三、／保存年限／枚数」

〔大12〕^{〔大12〕}〔昭16〕^{〔盲学校令、聾哑学校令及其解積、大12〕}〔私立学校令及其解積、大12〕^{〔大12〕}〔昭18〕^{〔私立学校令施行細則、大12〕}〔府県令〕〔文部省〕^{〔3A, 32-5, 2401〕}